



○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
吹付けアスベスト調査事業	補助	市内に所在する民間建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき最大 25万円	
危険ブロック塀除却費用	補助	通学路に面した危険ブロック塀等を撤去する場合に、撤去費用や再設置費用(県産材による再設置の場合に限る。)の一部を補助 【補助金額】 撤去のみ 20万円/件 撤去+再設置 ①と②の合計額 ①撤去 最大 20万円/件 ②再設置 最大 40万円/件	建築住宅課 0778-22-3074
空き家住宅診断支援事業	補助	住まい情報バンクに登録する又はされている住宅の空き家診断にかかる費用の一部を補助 【補助金額】最大 35,000円	
従業員用共同住宅建設等支援事業	補助	市内法人等が従業員用共同住宅を建設、又は空き家等を従業員宿舎にリノベーションする場合に費用の一部を補助 【補助金額】 建築 最大 50万円/戸 リノベーション 最大 50万円 (建設・リノベーション合わせ 年1,000万円/事業者上限、通算2,000万円上限)	
老朽危険空家解体撤去事業	補助	老朽危険空家等の解体撤去工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ①老朽危険空家の解体撤去工事 70万円 ②準老朽危険空家の解体撤去工事 50万円 建替え居住等の対象要件に該当する場合に上記補助に加算 30万円	防災危機管理課 0778-22-3081
合併処理浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助。また、特定要件を満たす場合、配管工事費・単独処理浄化槽又は汲み取り槽撤去費の補助あり	上下水道課 0778-22-7922
要介護老人住環境整備事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改修費用(介護保険による住宅改修費支給の対象外のもの)の一部を助成。工事着工前に申請が必要。 【利用できる方】 市内在住で次の要件に該当し、住宅改修の必要があると認められる方 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 3 対象となる住宅の改造に対して重度身体障害者住宅改造助成制度や福井県の実施する住宅改修の資金助成を受けていないこと 4 本人及び世帯の生計中心者が市税を滞納していないこと 【補助金額】助成対象経費(上限80万円)の9割※ ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割	長寿福祉課 0778-22-3715
介護保険住宅改修制度	給付	要支援・要介護認定を受けている方が、在宅で日常生活をおくるうえで必要な住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要。 【支給金額】対象経費(上限20万円)の9割※ ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割	
重度身体障害者住宅改造助成制度	補助	視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の人が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限60万円※視覚障がい者は80万円)	
日常生活用具住宅改修給付	給付	一定の要件に該当する在宅の障がい者を対象に、段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修に必要な物品の購入費や工事費用を給付 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【補助金額】最大20万円(原則1割負担)	社会福祉課 0778-22-3004

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。